

## レンタルDNSサービス利用規約

株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ(以下「弊社」といいます。)が提供するレンタルDNS(ドメインネームシステム)サービスは、このレンタルDNSサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)によって取扱います。

### (レンタルDNSサービス)

第1条 レンタルDNSサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、弊社が契約者(第3条の規定に基づく利用申込みを行い、弊社と本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。))を締結した方をいいます。以下同じとします。)に対して、弊社DNSサーバに、契約者が所有するドメイン名又はIPアドレスの情報を設定し、管理するサービスをいいます。

### (本規約の運用)

第2条 本規約は、本サービスをご利用いただく際の弊社と契約者との間の一切の関係に適用します。

2 弊社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合は、変更後の利用規約により本サービスを提供します。

### (利用契約)

第3条 利用契約の申込み(以下「利用申込み」といいます。)をしようとする方は、本規約を承諾の上、弊社が別に定める方法に従い利用申込みを行うものとします。

2 弊社は、利用申込みを承諾した時は、書面をもってその契約者に通知します。

3 弊社は、次の何れかに該当するときは、利用申込みを承諾しないことがあります。

(1) 利用申込みをした方が、本サービスを含む弊社サービスの料金の支払いを怠り又は怠る虞があるとき。

(2) 過去に不正使用等により利用契約の解除又は本サービスの利用の停止があったと判明したとき。

(3) 弊社の業務遂行上、又は技術上著しい支障があるとき。

4 契約者は、本サービスで使用する、.JP をトップレベルドメイン(以下「TLD」といいます。)とするドメイン名に関する情報を、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)の運営するJPNIC データベース、若しくは株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)の運営する汎用JPドメイン名データベースに登録すること、及びその後の手続き等に関して、弊社にその手続きを委任することを承認したものと見なします。

5 契約者は、本サービスで使用する.com、.net、.org、.info及び.bizをTLDとするドメイン名(以下「gTLDドメイン名」といいます。)の登録およびその後の変更手続き等に関して、弊社にこの手続きを委任することを承認したものと見なします。

6 .com、.net、及び.orgをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をThe Internet Corporation Assigned Names And Numbers(以下「ICANN」といいます。)の認定する登録業者(以下「gTLDレジストラ」といいます。)を通してVeriSing GRSデータベースに登録することを承認したものと見なします。

7 .infoをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をICANNの認定するgTLDレジストラを通してAfilias Ltd.の提供するデータベースに登録することを承認したものと見なします。

8 .bizをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をICANNの認定するgTLDレジストラを通してNeuLevel, Inc.の提供するデータベースに登録することを承認したものと見なします。

9 ドメイン名の取得及び維持管理に関し、本規約に規定のない事項については、別に定める「ドメイン取得代行・維持管理サービス利用規約」に拠ります。

10 20歳未満の方が利用申込みをされる場合は、法定代理人の同意を必要とします。

#### (本サービスの提供)

第4条 契約者が本サービスにおいて使用するドメイン名は、弊社の指定したものとします。

2 弊社は、本サービスに係るシステムの保守点検及び不測の事態により、契約者に事前の通知をすることなく本サービスの提供を一時停止することがあります。

#### (契約者への通知)

第5条 弊社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他弊社が適当であると判断する方法により、弊社が必要と認める事項を契約者に対し随時通知するものとします。

#### (禁止される行為)

第6条 本サービスにおいて、次の各号の行為は禁止いたします。

(1) 弊社若しくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為又はその虞のある行為。

(2) 犯罪行為若しくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はその虞のある行為。

(3) 虚偽の情報を意図的に提供する行為又はその虞のある行為。

(4) 本サービスに支障を及ぼす行為又はその虞のある行為。

(5) その他、弊社が不適切と判断する行為。

2 契約者が前項で規定する禁止される行為を行った場合、その行為に関する責任は当該契約者に帰属し、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3 契約者が第1項で規定する禁止される行為により故意に本サービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、契約者は、弊社がそれにより被る損害を賠償しなければなりません。

#### (料金)

第7条 本サービスの料金は、別表で定めるとおりとします。

#### (料金の計算方法及び支払義務)

第8条 弊社は、本サービスの料金を、前条に基づいて暦月単位で計算して契約者に請求します。

2 本サービスの基本料は、利用契約の開始日の属する月については無料とし、利用契約の解除日が属する月については、その解除日が暦月の途中であっても日割計算は行わず、月額料金とします。

3 本サービスの設定変更料は、本サービスの設定内容の変更日が属する月の翌月に請求します。

4 弊社は、料金の計算において、その計算結果に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を請求します。

5 本サービスの料金の支払方法は、クレジットカード決済、口座振替及び請求書払いのいずれかとなります。

- 6 前項におけるクレジットカード決済に使用できるクレジットカードの種別は、弊社が別に定めるものに限ります。
- 7 本サービスの料金の契約者への請求時期(クレジットカード決済の契約者については、弊社が当該クレジットカード会社に請求する時期とします。)は、当該料金請求の事由が発生した月の翌月とし、料金の請求を受けた契約者は、弊社が指定する期日(クレジットカード決済の契約者については、当該クレジットカード会社が指定する期日とします。)までに、その料金を支払わなければなりません。
- 8 契約者が、本サービスの料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払の期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとします。

#### (責任の制限)

第9条 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき事由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスを全く利用することができない状態(その本サービスに著しい支障が生じ、その本サービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを契約者が弊社に通知した時刻(その前にそのことを弊社が知っていたときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。)から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者からの請求により、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、弊社は、同項の本サービスが全く利用することができない状態にあることを契約者が弊社に通知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。
- 4 第1項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても契約者から損害賠償の請求がないときは、弊社は損害賠償に応ずる義務を免れるものとします。

#### (最低利用期間)

第10条 本サービスの最低利用期間は当該利用契約の開始日より起算して6ヶ月間とします。

- 2 契約者は、前項に定める最低利用期間内にその利用契約を解除した場合、その残余期間に対応する基本料に相当する額を違約金として弊社に支払わなければなりません。

#### (契約者による変更及び解除)

第11条 契約者は、その氏名(法人にあっては法人名とします。)、住所、クレジットカードに関する事項、支払銀行口座、その他の契約内容に変更があった場合及び契約者の地位継承があった場合は、速やかに所定の手続きにより弊社へ届け出るものとします。

- 2 契約者が本サービスの設定内容を変更しようとする場合は、書面又はその他、弊社が指定する方法により、変更を希望する日の1週間前までに弊社にその旨を届け出てください。この場合、弊社は変更希望の連絡を受けてから1週間以内に本サービスの設定内容を変更します。
- 3 契約者による利用契約の解除日は、毎月の末日とします。但し、利用を開始した月の末日の解除はできません。
- 4 契約者が利用契約を解除しようとする場合は、当該利用契約を解除しようとする月の20日までに、弊

社に書面又はその他弊社が指定する方法により弊社にその旨を届け出てください。この場合、弊社は届け出のあった解除しようとする月の末日をもって当該利用契約を解除します。

5 契約者が利用契約を解除した場合においても、解除日までに発生した本サービスの料金を、弊社の指定する方法で支払わなければなりません。

(弊社による解除)

第12条 弊社は、次の各号の何れか一に該当する場合は、事前の通知なく、当該利用契約を解除できるものとします。

- (1) 契約内容に虚偽があった場合。
- (2) 契約者が本規約又は弊社が別に定める利用規程等に違反した場合。
- (3) 契約者が本サービスの料金を含む弊社サービスの料金を弊社指定日までに支払わない場合。

2 前条第5項の規定は、前項による利用契約の解除の場合にも準用します。

(その他)

第13条 本サービスの利用に関して、本規約及び弊社が別に定める利用規約により解決できない問題が発生した場合には、弊社と契約者の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

2 本サービスの利用に関して、弊社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

(実施時期)

第1条 KCOM DNSサービス利用規規約を一部改正し、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 KCOM DNSサービス利用規規約を一部改正し、平成14年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 KCOM DNSサービス利用規規約を一部改正し、平成15年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 KCOM DNSサービス利用規規約を一部改正し、平成15年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 KCOM DNSサービス利用規規約を一部改正し、平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 レンタルDNSサービス利用規約の一部を改正し、平成16年11月1日から実施します。

(改正前の規約による契約等に関する経過措置)

第2条 この改正規約実施の際現に旧規約の規定により締結されているKCOM DNSサービスの契約は、この改正規約実施の日において、この改正規約に規定するレンタルDNSサービスの利用契約と見なします。

2 この改正規約の実施前に改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金については、なお従前の例によります。

## 別表 本サービスの料金(税込)

### 1. 初期費用

料金種別	請求単位	料金額
レンタルDNS 契約料	1ドメイン毎に	5,250円
DNS設定料(正引き)	1ゾーン毎に	1,050円
DNS設定料(逆引き)	1ゾーン毎に	1,050円
セカンダリDNS設定料	1DNS毎に	1,050円
(備考) (1)正引きとは、DNSを利用して、ホスト名からそのホストのIPアドレスを調べることをいいます。 (2)逆引きとは、DNSを利用して、IPアドレスからホスト名を調べることをいいます。 (3)1ゾーンとは、ユーザが利用する1ドメイン名または1IPアドレス空間のことをいいます。		

### 2. 基本料

料金種別	請求単位	料金額
レンタルDNS 基本料	1DNS毎に月額	1,575円
(備考) 日本語等の2バイト文字を使用したドメイン名は利用できません。		

### 3. オプション料金

料金種別	請求単位	利用料金
ドメイン名取得代行手数料	1のドメイン名毎に	8,400円
ドメイン名義変更手数料	1のドメイン名毎に	8,400円
ドメイン移転手数料(弊社から他事業者への移転)	1のドメイン名毎に	1,575円
ドメイン移転手数料(他事業者から弊社への移転)	1のドメイン名毎に	6,300円
DNS設定変更料	100レコード/1回毎に	1,575円
利用開始通知書再発行手数料	1通毎に	210円
(備考) (1)DNSの設定変更は、本サービスで使用するドメイン名に関わる弊社DNSの設定変更時に必要となります。 (2)1レコードとは、DNSの記述1行のことをいいます。		